

知って得する国民年金

国民年金保険料は毎年引き上げ

問い合わせ先

東福岡年金事務所
市役所市民課国民年金係
大島行政センター
☎092(651)7129
☎(36)11288
☎(72)2211

4月から平成23年3月までの国民年金保険料は、月額1万5100円です。国民年金の保険料は、平成29年度まで毎年段階的に引き上げられる予定です。引上額は、今後の賃金上昇率などで変化します。

◆22年度納付書を4月上旬に送付

日本年金機構（東福岡年金事務所）が4月上旬、平成22年度の「国民年金保険料納付案内書」を送付します。3月時点で国民年金の第1号被保険者（任意加入含む）となっている人が対象です。4月から就職して、厚生年金・共済組合に加入した場合は、破棄してください。

特例や免除・猶予制度

- 申請先
 - ▽年金事務所
 - ▽市役所市民課国民年金係
 - ④番窓口
 - ▽大島行政センター

【学生の納付特例申請】

20歳以上の学生で、本人の前年所得が一定額以下の場合は、申請すれば保険料の納付が猶予されます。平成21年度に申請して特例が承認されている人は、

平成22年3月分までです。4月分以降の保険料も納付が困難な場合は、平成23年4月30日までに申請が必要です。特例該当者のうち、毎年4月1日現在で、あらかじめ届け出のあった在学予定期間が終了していない人には、ハガキ形式の申請書が日本年金機構福岡事務所センターから郵送される予定です。

平成22年4月から平成23年3月分を申請する場合は、必要事項を記入して、郵送で提出を。持参品 ①基礎年金番号がわかるもの（年金手帳や保険料納付案内書など） ②学生であることを証明するもの（学生証の写しや在学証明書など） ③印鑑（学生本人が申請する場合は不要） ④代理の人が申請する場合は、本人確認ができるもの（運転免許証、健康保険証など） *今年3月に卒業した人は、厚生年金・共済年金に加入せず、保険料の納付が困難な場合は、免除・納付猶予制度あり *7月までに4月分から6月分までの免除・納付猶予申請を *7月分以降の保険料納付が困難な場合は、7月1日以降に再度申請を（継続申請が承認された人は除く）

【一般の免除・納付猶予申請】

学生でない人の免除・納付猶予申請の場合、平成21年7月以降に申請して承認されたのは、平成22年6月分までの保険料です。7月以降の保険料の納付が困難な場合は、7月1日以降に再度申請を（継続申請が承認された人は除く）。持参品 ①基礎年金番号がわかるもの（年金手帳や保険料納付案内書など） ②印鑑（本人が申請する場合は不要）

【申請期間と対象者】

	学生納付特例申請	一般免除申請 (学生でない人)	一般納付猶予申請 (学生でない人で30歳未満の人)
申請期間	H22.4~H23.4	H22.7~H23.7	
所得審査の対象となる人	学生本人のみ	本人 配偶者 世帯主	本人 配偶者

【老齢基礎年金を受けるための「資格期間」とは】

- (1) 保険料を納めた期間
- (2) 全額免除を承認された期間
- (3) 若年者納付猶予を承認された期間
- (4) 学生納付特例を承認された期間
- (5) 4分の1免除の承認後、残りの4分の3の保険料を納めた期間
- (6) 2分の1免除の承認後、残りの2分の1の保険料を納めた期間
- (7) 4分の3免除の承認後、残りの4分の1の保険料を納めた期間

【「未納期間」とは】(老齢基礎年金を受けるための資格期間に入りません)

- (1) 保険料を納めなかった期間
- (2) 4分の1、2分の1、4分の3免除を承認後、「残りの保険料を納めなかった期間」

保険料の追納など

免除・若年者納付猶予や学生納付特例を承認された期間の保険料は、10年以内であれば納め直し（追納）が可能です。3年度目以降は保険料に加算が付きまします。追納しなかった場合は、老齢基礎年金が減額されます。

◆口座振替による保険料の早収割引

当月の保険料を当月末に口座振替で引き落とせば「毎月50円」が割引になります。

●早収割引の開始

申し出後、翌月末の初回の口座振替で2カ月分の保険料（従前の保険料と50円割り引いた保険料）が引き落とすようになります。その後、毎月の保険料が50円割引となります。 *申し出後、口座振替の開始まで約2カ月かかります。早めに手続きを

●預(貯)金通帳と預(貯)金通帳届け出印

基礎年金番号がわかるもの（年金手帳や保険料納付案内書など） 申込用紙の配布場所 年金事務所 市役所市民課国民年金係 ④番窓口 大島行政センター 各金融機関 申込書の提出先 各金融機関から年金事務所へ提出

「ふくとぴあ」での社会保険相談窓口が年金相談窓口へ変更

東福岡社会保険事務所が福津市健康福祉総合センター（ふくとぴあ）で実施した社会保険相談窓口は、国の年金業務が日本年金機構へ移管されたことに伴い、年金相談窓口となりました。事前予約必要。

●予約方法 問い合わせ先へ電話で申し込む *予約時に、相談時に持参するものなどの確認を *本人以外の人がある場合は、委任状と代理人の本人確認をするための運転免許証、保険証などが必要 *ふくとぴあ（いきいき健康課）では予約不可

●相談日時 毎週水曜日、午前9時30分～午後0時30分、午後1時～同4時 *祝日、12月29日～1月3日は除く

●相談場所 同センターいきいき交流館1階・会議室

●相談内容 年金の受給に関すること、年金裁定請求の受付

●問い合わせ先 東福岡年金事務所 ☎092(651)7967、7968

好評発売中! 広告主を募集 広報紙とホームページ

市では、平成18年10月から市の広報紙とホームページに有料広告を掲載しています。あなたも広告を出してみませんか。

◎広告の規格と掲載料 (このほかにも1/3ページ、1/2ページ、1ページの規格があります)

規格	広告の大きさ	料金(1枠1月につき)	色数
広報紙	縦 5.9cm 横 12cm	1枠当たり 20,000円	白黒1色
	縦 5.9cm 横 24cm	1枠当たり 36,000円	白黒1色
ホームページ	縦 50ピクセル 横 160ピクセル データ容量 20キロバイト以内	トップページ 15,000円	
	形式 Jpeg, Gif形式、Flash形式のいずれかでALT属性テキストデータ、全角20文字以下	トップページ外 10,000円	

*1年間に12号以上掲載を希望する場合は10%、6号以上掲載を希望する場合は5%を掲載料から割り引き

◎締め切りは掲載希望月の2カ月前

市では今後、印刷物などにも有料広告を掲載し、歳入の確保に努めていく予定です。皆さまのご理解と協力をお願いします。

問い合わせ先 情報政策課広報係 ☎(36)1055

水道・下水道の新設・改造・修繕のご用命は…

迅速・親切・丁寧な

宗像管工事協同組合に

年中無休 24時間対応

☎37-0435

宗像市東郷 1083 番地の 3